

【申請受付開始!!】

【重点支援地方交付金活用事業】

中小企業・小規模事業者のための

郡上市中小事業者物価高騰対策



省エネ設備更新補助金



～物価高騰対策として事業者の省エネ設備への更新を支援します～

予算がなくなり次第終了

100 限度額
万円

補助率2/3

(1,000円未満切捨)

補助対象設備

エアコン



冷蔵庫



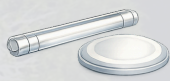
冷凍庫

温水機器



ショーケース

LED照明器具



※ 「新品」 且つ 「事業用」 に限る

※ 既存設備の更新に限る

詳細は右記2次元コード又は
裏面をご確認ください!!



お問い合わせ先

郡上市役所商工課

郡上市八幡町島谷130-1 郡上市産業プラザ 2階

✉ shoukou@city.gujo.lg.jp

☎ 0575-67-1808



~補助対象事業~

補助金の補助対象事業は、中小事業者が市内に所在する事業所等で使用する設備を省エネルギー性能に優れた設備へ更新する事業とします。

ただし、当該更新する設備は、【新品】かつ、【事業用】でなければなりません。

※申請者が当該設備の所有者となることを前提としない契約(リース契約、レンタル契約等)は補助対象外となります。

※当該設備の購入及び設置工事は、原則として市内事業者に限るものとします。

【補助対象となる設備】※事業所内において常時設置(据置)して使用するものに限りです。

対象設備	基準
エアコンディショナー	省エネ基準達成率100%以上またはグリーン購入法適合のもの
冷蔵庫	//
冷凍庫	//
温水機器	//
ショーケース	//
LED照明器具	統一省エネラベル3.0以上またはグリーン購入法適合のもの



資源エネルギー庁
「省エネ型製品情報サイト」
を参考にしてください。



~補助対象者~

補助対象者は、補助事業を市内で行う中小事業者で、次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 市内において1年以上(令和8年4月1日現在)同一の事業を行っており、補助事業完了後も3年以上、市内で事業及び補助対象設備を継続して使用すること。
- ② 暴力団等でないこと。
- ③ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業でないこと。
- ④ 補助金の交付決定を受ける前に補助事業に着手していないこと。
- ⑤ 同一の補助対象経費について、国、県その他の団体から補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑥ 市税を滞納していないこと。(法人は法人市民税、個人は市民税の納税証明書)

【補助対象経費等】※補助金の限度額及び補助金の要件は、下記の通り。

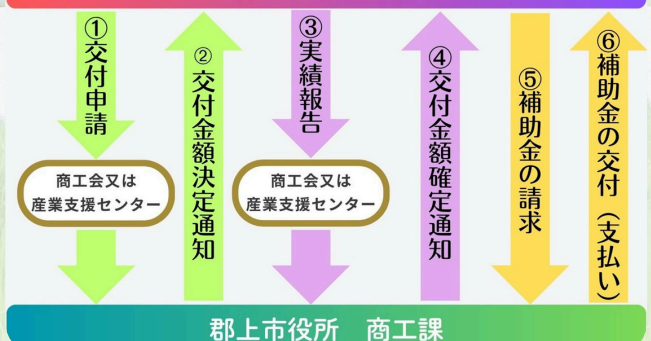
補助対象経費	補助率・限度額
補助金の補助対象経費は、補助事業に要する経費とする。 ただし、補助対象経費に課される消費税及び地方消費税並びに補助事業に直接資するものと認められない工事は、補助対象経費から除くものとする。 ※既存設備の撤去費、附随工事、送料は対象とする。	【補助率】 補助対象経費の3分の2以内 【補助金の限度額】 下限：10万円 上限：100万円 ※千円未満切捨て

募集スケジュールについて

- 申請募集：令和8年4月1日
～令和8年8月31日まで
- 実績報告：令和8年12月10日まで
- 請求書提出：令和8年12月31日まで

※交付金額確定通知後、必要に応じて現地確認を行う場合がございます。

補助金を受けようとする中小企業・小規模事業者(申請者)



郡上市役所 商工課

申請書は「郡上市商工会」or「産業支援センター」へご提出ください!!

※郡上市商工会での申請受付は本所(八幡町島谷130-1郡上市産業プラザ1階)のみとなります。商工会出張所での申請受付は行なえませんのでご了承ください。

